

高齢者・障害者（児）等

虐待防止・身体拘束廃止の為の指針

社会福祉法人大野城市社会福祉協議会

居宅介護サービス課

令和 6 年 4 月 1 日

<目 的>

この指針は、利用者の基本的人権を尊重し、尊厳ある暮らしができる権利を守るために基本指針を定める。

<虐待防止・身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方>

(1) 虐待防止・身体拘束廃止委員会に関する事項

- ① 事務局長・所属長・管理者・サービス提供責任者などが年に2回以上、虐待・身体拘束がなかったか確認する。
- ② 虐待防止・身体拘束廃止委員会において、疑わしい状況がなかったか、ヒヤリハット事案含め確認し共有する。
- ③ 懸念事項があった場合は、内容詳細の再確認を行い今後の対応を検討する。
- ④ 検討した結果、本人の生命等に関わる安全確保のためやむを得ず何らかの身体拘束が必要と判断された時は、担当ケアマネージャー、計画相談支援員、行政職員、利用者家族などへ相談報告を行い、事前に対策を講じる。

(2) 虐待防止・身体拘束廃止の為の研修に関する基本事項

- ① 本指針に基づき、虐待防止・身体拘束廃止を徹底する定期的な研修会を年1回以上実施する。
- ② 新規採用者には、入職研修にて実施する。
- ③ 研修プログラムについては、虐待防止・身体拘束廃止委員会での検討内容やトラブルなど各種報告書等を基に見直し、修正、更新を行う。

(3) 虐待防止・身体拘束等が発生、発見した場合の報告方法など

- ① 虐待・身体拘束が発生した場合、職員は事務局長・所属長・管理者・サービス提供責任者など虐待防止・身体拘束廃止委員（以下、委員）と、包括支援センター、市担当課などへ報告・相談を行う。
- ② 委員は担当ケアマネージャー・計画相談支援員などへ報告する。
- ③ その他、利用者の生命等に関わる安全確保等の為やむを得ず身体拘束が必要であると判断された場合は、活動記録に根拠、発生時間、行為

等の記録を行うものとする。

(4) 発生後の対応

- ① 虐待・身体拘束の報告を受けた事務局長・所属長・管理者・サービス提供責任者などが、発見（通報）者、当事者の職員から事実確認を行ない、関係者への報告等の対応を行う。その際は必ず報告書を作成する。
- ② 虐待防止責任者である事務局長は、委員会開催時に委員長を務め、確認した事実の共有を行う。その際には、何故それが起こったのか検証し再発防止策を講じる等具体的に文書化し、以降の組織内の会議、研修等で全職員への周知を行う。またその一連の内容について関係者へ文書等で周知、説明を行う。

(5) 虐待防止・身体拘束等に係る苦情解決方法に関する事項

- ① 発見した職員や相談者、通報者について個人情報を保護する。
- ② 相談や通報等は、秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。
- ③ 事実誤認により相談、通報などをしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

(6) この指針は、事務所内に掲示するとともに、ホームページにて開示し、求めがあった場合は文書等での配布を行う。

附 則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する